

デビットサービス規定（抜粋）

以下の条項を一部追加・変更・削除いたします [下線部を追加・変更・削除]

改定前	改訂後
<p>第9条（付帯サービス）</p> <p>1.お客さまは、当社、JCB、または当社もしくはJCBが提携する第三者（以下「サービス提供会社」といいます。）が提供するサービスおよび特典（以下「付帯サービス」といいます。）を当社、JCBまたはサービス提供会社所定の方法により利用することができます。お客さまが利用できる付帯サービスおよびその内容については、当社が書面その他の方法により通知または公表します。</p> <p>2.お客さまは、付帯サービスの利用等に関する規定等がある場合はそれに従うものとし、また、お客さまが本規定または付帯サービスの利用等に関する規定等に違反した場合、または当社、JCBまたはサービス提供会社がお客さまの本サービスまたは付帯サービスの利用が適当でないと合理的に判断したときは、付帯サービスを利用できない場合があります。</p> <p>3.当社、JCB またはサービス提供会社が必要と認めた場合には、当社、JCB またはサービス提供会社は付帯サービスおよびその内容を変更することがあります。</p>	<p>第9条（付帯サービス）</p> <p>1.お客さまは、当社、JCB、または当社もしくはJCBが提携する第三者（以下「サービス提供会社」といいます。）が提供するサービスおよび特典（以下「付帯サービス」といいます。）を当社、JCBまたはサービス提供会社所定の方法により利用することができます。お客さまが利用できる付帯サービスおよびその内容については、当社が書面その他の方法により通知または公表します。</p> <p>2.お客さまは、付帯サービスの利用等に関する規定等がある場合はそれに従うものとし、また、お客さまが本規定または付帯サービスの利用等に関する規定等に違反した場合、または当社、JCBまたはサービス提供会社がお客さまの本サービスまたは付帯サービスの利用が適当でないと合理的に判断したときは、付帯サービスを利用できない場合があります。</p> <p><u>3. お客さまは、当社またはJCBが認める場合、「MyJCB利用者規定（セブン銀行用）」に定めるところに従い、WEBサイト「MyJCB」（以下「MyJCB」といいます。）の登録を行うことによりMyJCBを利用することができます。お客さまは、本サービスの申込時または申込後遅滞なく、「MyJCB利用者規定（セブン銀行用）」に同意の上、MyJCBに登録するための当社所定の手続きをとり、また当該登録を</u></p>

	<p><u>維持するよう努めるものとします。</u></p> <p><u>4.当社、JCB またはサービス提供会社が必要と認めた場合には、当社、JCB またはサービス提供会社は付帯サービスおよびその内容を変更することがあります。</u></p>
<p>第 13 条（届出事項の変更）</p> <p>1.お客さまが当社に届出たおなまえ、住所、電話番号、メールアドレス、職業、勤務先等（以下「届出事項」といいます。）について変更があった場合には、当社所定の方法により遅滞なく当社に届出なければなりません。</p> <p>2.前項の変更届出がなされていない場合といえども、当社は、適法かつ適正な方法により取得した個人情報その他の情報により、届出事項に変更があると合理的に判断したときは、当該変更内容に係る前項の変更届出があったものとして取扱うことがあります。なお、お客さまは、当社の当該取扱いにつき異議を述べないものとします。また、お客さまは、当社が届出事項の変更の有無の確認を求めた場合には、これに従うものとします。</p> <p>3.第 1 項の届出がないため、当社からの通知または送付書類その他のものが延着または到着しなかった場合といえども、通常到着すべきときに到着したものとみなします。ただし、第 1 項の変更の届出を行わなかったことについて、お客さまにやむを得ない事情がある場合はこの限りではないものとします。</p>	<p>第 13 条（届出事項の変更）</p> <p>1.お客さまが当社に届出たおなまえ、住所、電話番号、メールアドレス、職業、勤務先等（以下「届出事項」といいます。）について変更があった場合には、当社所定の方法により遅滞なく当社に届出なければなりません。<u>また、当社がお客さまに対して、お客さまの届出内容（変更に関する内容を含む。）を証する資料の提出を求めた場合には、お客さまはこれを提出しなければなりません。資料の提出に応じなかった場合、お客さまのカード利用を停止し、または制限する場合があります。</u></p> <p>2.前項の変更届出がなされていない場合といえども、当社は、適法かつ適正な方法により取得した個人情報その他の情報により、届出事項に変更があると合理的に判断したときは、当該変更内容に係る前項の変更届出があったものとして取扱うことがあります。なお、お客さまは、当社の当該取扱いにつき異議を述べないものとします。また、お客さまは、当社が届出事項の変更の有無の確認を求めた場合には、これに従うものとします。</p> <p>3.第 1 項の届出がないため、当社からの通知または送付書類その他のものが延着または到着しなかった場合といえども、通常到着すべきときに到着したものとみなします。ただし、第 1 項の変更の届出</p>

	<p>を行わなかったことについて、お客さまにやむを得ない事情がある場合はこの限りではないものとします。</p>
<p>第 16 条（取引時確認）</p> <p>当社は、お客さまの本サービスの申込みに際して、法令等に基づき当社所定の方法により、お客さまの取引時確認を行います。取引時確認が当社所定の期間内に完了しない場合は、当社はお客さまの申込みをおことわりすること、本サービスの利用を制限または本サービスを解約することがあります。</p>	<p>第 16 条（取引時確認）</p> <p><u>1.当社は、お客さまの本サービスの申込みに際して、法令等に基づき当社所定の方法により、お客さまの取引時確認を行います。取引時確認が当社所定の期間内に完了しない場合は、当社はお客さまの申込みをおことわりすること、本サービスの利用を制限または本サービスを解約することがあります。</u></p> <p><u>2.当社は、お客さまが本サービスを申込した後、お客さまが当社に申告または届け出た情報等やカード利用に関する具体的な取引の内容等を適切に把握するため、お客さまに対して各種確認や資料の提出を求める場合があります。この場合、お客さまは正当な理由なく、当社の求めに応じることを拒絶または遅延してはならないものとします。</u></p> <p><u>3.資料の提出を拒絶もしくは遅延し、または十分な回答を行わなかった場合、お客さまのカード利用を停止し、または制限する場合があります。</u></p>
<p>第 21 条（債権譲渡の承諾・立替払いの委託）</p> <p><u>1.JCB、JCB の提携会社または関係会社と加盟店間の契約が債権譲渡契約の場合、お客さまはデビットショッピング利用代金の債権について以下のことを予め異議なく承諾するものとします。なお、債権譲渡に際しては、JCB が認めた第三者を経由する場合があります。</u></p> <p><u>(1) 加盟店から JCB に対して債権譲渡したうえで、当社が JCB に</u></p>	<p>第 21 条（債権譲渡の承諾・立替払いの委託）</p> <p><u>1.JCB、JCB の提携会社または関係会社と加盟店間の契約が立替払い契約の場合、お客さまはデビットショッピング利用代金の債権について以下のことを予め異議なく承諾するものとします。なお、加盟店への立替払いに際しては、JCB が認めた第三者を経由する場合があります。</u></p>

対して立替払いすること

(2) 加盟店から JCB の提携会社または関係会社に対して債権譲渡したうえで、JCB が当該 JCB の提携会社または関係会社に対して立替払いし、さらに当社が JCB に対して立替払いすること

2.JCB、JCB の提携会社または関係会社と加盟店間の契約が立替払い契約の場合、お客さまはデビットショッピング利用代金の債権について以下のことを予め異議なく承諾するものとします。なお、加盟店への立替払いに際しては、JCB が認めた第三者を経由する場合があります。

(1) JCB が加盟店に対して立替払いしたうえで、当社が JCB に対して立替払いすること

(2) JCB の提携会社または関係会社が加盟店に対して立替払いしたうえで、JCB が当該 JCB の提携会社または関係会社に立替払いし、さらに当社が JCB に対して立替払いすること

3.お客さまは、お客さまがデビットショッピング利用を行った場合、第 1 項または第 2 項における当社、JCB、JCB の提携会社または関係会社、および加盟店の各間の債権譲渡または立替払いの有無にかかわらず、当該デビットショッピング利用代金を第 22 条または第 24 条に定めるとおり当社に支払うものとします。

4.お客さまのデビットショッピング利用に伴う商品の所有権は、当社が売買取引等債務相当額の全額を普通預金から引落すまで、第 1 項または第 2 項における当社、JCB、JCB の提携会社または関係会社、および加盟店の各間の債権譲渡または立替払いにより各社に移

(1) JCB が加盟店に対して立替払いしたうえで、当社が JCB に対して立替払いすること

(2) JCB の提携会社または関係会社が加盟店に対して立替払いしたうえで、JCB が当該 JCB の提携会社または関係会社に立替払いし、さらに当社が JCB に対して立替払いすること

2.お客さまは、お客さまがデビットショッピング利用を行った場合、第 1 項における当社、JCB、JCB の提携会社または関係会社、および加盟店の各間の立替払いの有無にかかわらず、当該デビットショッピング利用代金を第 22 条または第 24 条に定めるとおり当社に支払うものとします。

3.お客さまのデビットショッピング利用に伴う商品の所有権は、当社が売買取引等債務相当額の全額を普通預金から引落すまで、第 1 項における当社、JCB、JCB の提携会社または関係会社、および加盟店の各間の立替払いにより各社に移転し留保されるものとします。

<p>転し留保されるものとします。</p>	
<p>第 22 条（デビット取引の決済方法）</p> <p>1.お客さまが、第 20 条第 1 項から第 3 項に基づき、加盟店においてカードを提示し、または加盟店にカード情報を送信するなどして、加盟店と商品・権利の売買取引または役務の提供取引を行った場合、加盟店がお客さまのカード情報・デビット取引金額等を当社にオンラインまたは所定の方法を通じて送付し、当社と加盟店を結ぶ端末機またはコンピュータに取引承認を表す電文が表示されたこと、または所定の方法で取引承認の通知がなされたことを停止条件としてデビット取引が成立するものとします。</p> <p>2.お客さまが、第 20 条第 4 項に基づき、カード情報を事前に登録型加盟店に登録する方法により、通信サービス料金、その他継続的に発生する各種利用代金のデビット取引を行おうとする場合、登録型加盟店が、お客さまに対する請求金額が確定する都度、お客さまのカード情報・デビット取引金額等を当社にオンラインまたは所定の方法を通じて送付し、当社と登録型加盟店を結ぶ端末機またはコンピュータに取引承認を表す電文が表示されたこと、または登録型加盟店からデビット取引に伴う売上確定情報が当社に到着したことを停止条件として、デビット取引が成立するものとします。この場合、お客さまと登録型加盟店との間の契約に基づくお客さまの登録型加盟店に対する債務の支払期限が到来する前に、次項に定める保留手続きがなされる場合があることを、お客さまはあらかじめ承諾するものとします。</p>	<p>第 22 条（デビット取引の決済方法）</p> <p>1.お客さまが、第 20 条第 1 項から第 3 項に基づき、加盟店においてカードを提示し、または加盟店にカード情報を送信するなどして、加盟店と商品・権利の売買取引または役務の提供取引を行った場合、加盟店がお客さまのカード情報・デビット取引金額等を当社にオンラインまたは所定の方法を通じて送付し、当社と加盟店を結ぶ端末機またはコンピュータに取引承認を表す電文が表示されたこと、または所定の方法で取引承認の通知がなされたことを停止条件としてデビット取引が成立するものとします。</p> <p>2.お客さまが、第 20 条第 4 項に基づき、カード情報を事前に登録型加盟店に登録する方法により、通信サービス料金、その他継続的に発生する各種利用代金のデビット取引を行おうとする場合、登録型加盟店が、お客さまに対する請求金額が確定する都度、お客さまのカード情報・デビット取引金額等を当社にオンラインまたは所定の方法を通じて送付し、当社と登録型加盟店を結ぶ端末機またはコンピュータに取引承認を表す電文が表示されたこと、または登録型加盟店からデビット取引に伴う売上確定情報が当社に到着したことを停止条件として、デビット取引が成立するものとします。この場合、お客さまと登録型加盟店との間の契約に基づくお客さまの登録型加盟店に対する債務の支払期限が到来する前に、次項に定める保留手続きがなされる場合があることを、お客さまはあらかじめ承諾するものとします。</p>

3.第1項または第2項の定めに従い、デビット取引が成立した場合、当該時点をもって、お客さまから当社に対して売買取引等債務相当額の預金の引落し指示および当該引落預金による売買取引等債務の弁済委託がなされたものとみなし、加盟店から当社に送信されるデビット取引の利用情報（以下「利用情報」といいます。）に基づき、利用情報に記載された金額を遅滞なく普通預金から引落します。（以下、この手続きを「保留手続き」、保留手続きにより引落された金額を「保留額」といいます。）

4.保留手続きについては、「セブン銀行取引規定」および「普通預金規定」にかかわらず、お客さまのお手続きなしで当社にて引落しを行います。

5.保留手続きについて、通信事情等により利用情報の到達が遅れた場合、当社は、当該利用情報が当社に到達した後に保留手続きを行うものとしします。

6.保留手続きがなされた後、加盟店からデビット取引に伴う売上確定情報が当社に到達したときは、当社は、保留額をもって、当該売上確定情報に記載された売買取引等債務相当額を、第21条第1項 **または第2項** に定めるいずれかの方法により立替払いします。到達した売上確定情報に基づく売買取引等債務相当額が保留額を下回っていた場合、その差額相当額は普通預金に返金するものとしします。また、到達した売上確定情報に基づく売買取引等債務相当額が保留額を上回っていた場合の処理は第24条第1項の定めによるものとしします。

7.通信事情等により利用情報が到達せず、売上確定情報のみが到達

3.第1項または第2項の定めに従い、デビット取引が成立した場合、当該時点をもって、お客さまから当社に対して売買取引等債務相当額の預金の引落し指示および当該引落預金による売買取引等債務の弁済委託がなされたものとみなし、加盟店から当社に送信されるデビット取引の利用情報（以下「利用情報」といいます。）に基づき、利用情報に記載された金額を遅滞なく普通預金から引落します。（以下、この手続きを「保留手続き」、保留手続きにより引落された金額を「保留額」といいます。）

4.保留手続きについては、「セブン銀行取引規定」および「普通預金規定」にかかわらず、お客さまのお手続きなしで当社にて引落しを行います。

5.保留手続きについて、通信事情等により利用情報の到達が遅れた場合、当社は、当該利用情報が当社に到達した後に保留手続きを行うものとしします。

6.保留手続きがなされた後、加盟店からデビット取引に伴う売上確定情報が当社に到達したときは、当社は、保留額をもって、当該売上確定情報に記載された売買取引等債務相当額を、第21条第1項に定めるいずれかの方法により立替払いします。到達した売上確定情報に基づく売買取引等債務相当額が保留額を下回っていた場合、その差額相当額は普通預金に返金するものとしします。また、到達した売上確定情報に基づく売買取引等債務相当額が保留額を上回っていた場合の処理は第24条第1項の定めによるものとしします。

7.通信事情等により利用情報が到達せず、売上確定情報のみが到達

<p>した場合、当社は当該売上確定情報が到達した後に売上確定情報に記載された売買取引等債務相当額を普通預金から引落した上で、第21条第1項<u>または第2項</u>に定めるいずれかの方法により立替払いします。ただし、お客さまの普通預金の残高が売上確定情報に基づく売買取引等債務相当額を下回っていた場合の処理は、第24条第2項の定めによるものとします。</p> <p>8.保留手続き完了後、お客さまが返品・解約等によりデビット取引をキャンセルした場合、加盟店がデビット取引を取り消す処理を当社所定の方法により行った場合に限り、当社は後日、所定の手続きにより保留額をお客さまの普通預金に返金します。</p> <p>9.保留手続き完了後、当社が第21条1項<u>または第2項</u>のいずれかの方法による立替払いを行うまでの間、当社が特に必要と認めた場合、お客さまの申出に基づき、または当社の判断で、保留額をお客さまの普通預金に返金する場合があります。</p> <p>10.保留手続き完了後、加盟店から売上確定情報が到達しない場合、当社は一定期間経過後、保留額をお客さまの普通預金に返金します。ただし、その後加盟店から売上確定情報が到達した場合は、第7項が準用されます。</p> <p>11.本規定に基づきお客さまの普通預金への返金が生じる場合、当社は当該返金額に利息は付与しません。</p>	<p>した場合、当社は当該売上確定情報が到達した後に売上確定情報に記載された売買取引等債務相当額を普通預金から引落した上で、第21条第1項に定めるいずれかの方法により立替払いします。ただし、お客さまの普通預金の残高が売上確定情報に基づく売買取引等債務相当額を下回っていた場合の処理は、第24条第2項の定めによるものとします。</p> <p>8.保留手続き完了後、お客さまが返品・解約等によりデビット取引をキャンセルした場合、加盟店がデビット取引を取り消す処理を当社所定の方法により行った場合に限り、当社は後日、所定の手続きにより保留額をお客さまの普通預金に返金します。</p> <p>9.保留手続き完了後、当社が第21条1項のいずれかの方法による立替払いを行うまでの間、当社が特に必要と認めた場合、お客さまの申出に基づき、または当社の判断で、保留額をお客さまの普通預金に返金する場合があります。</p> <p>10.保留手続き完了後、加盟店から売上確定情報が到達しない場合、当社は一定期間経過後、保留額をお客さまの普通預金に返金します。ただし、その後加盟店から売上確定情報が到達した場合は、第7項が準用されます。</p> <p>11.本規定に基づきお客さまの普通預金への返金が生じる場合、当社は当該返金額に利息は付与しません。</p>
<p>第24条（普通預金の残高不足等によるデビット取引の決済不能等）</p> <p>1.加盟店の売上処理手続き等の理由から、到達した売上確定情報に基づく売買取引等債務相当額が利用情報に基づく保留額を上回って</p>	<p>第24条（普通預金の残高不足等によるデビット取引の決済不能等）</p> <p>1.加盟店の売上処理手続き等の理由から、到達した売上確定情報に基づく売買取引等債務相当額が利用情報に基づく保留額を上回って</p>

いた場合、当社は、保留額とは別に、当該売買取引等債務相当額と当該保留額との差額（以下「追加引落額」といいます。）を普通預金から引落とし、売上確定情報に基づく売買取引等債務相当額の全額（保留額と追加引落額の合計金額）を第 21 条第 1 項または第 2 項に定めるいずれかの方法により立替払いします。この際に、普通預金の残高が追加引落額を下回っていた場合、当社は、当社所定の方法により、お客さまに対し追加引落額の全額の弁済を請求するものとし、お客さまは当該追加引落額の全額を速やかに弁済しなければならないものとします。

2.第 22 条第 7 項に定める場合において、普通預金の残高が売上確定情報に基づく売買取引等債務相当額を下回っていた場合、当社は、当社所定の方法により、お客さまに対し売買取引等債務相当額の全額の弁済を請求するものとし、お客さまは当該支払代金の全額を速やかに弁済しなければならないものとします。

3.当社のシステムの休止時間中に到達した利用情報の売買取引等債務相当額が、当該システム稼働後に保留手続きを行う際の普通預金の残高を上回っていた場合、当社は、当該利用情報に基づく保留手続きを行わず、売上確定情報に記載された売買取引等債務相当額の全額を第 21 条第 1 項または第 2 項に定めるいずれかの方法により立替払いするとともに、当社所定の方法により、お客さまに対し売買取引等債務相当額全額の弁済を請求するものとし、お客さまは当該支払代金の全額を速やかに弁済しなければならないものとします。

いた場合、当社は、保留額とは別に、当該売買取引等債務相当額と当該保留額との差額（以下「追加引落額」といいます。）を普通預金から引落とし、売上確定情報に基づく売買取引等債務相当額の全額（保留額と追加引落額の合計金額）を第 21 条第 1 項に定めるいずれかの方法により立替払いします。この際に、普通預金の残高が追加引落額を下回っていた場合、当社は、当社所定の方法により、お客さまに対し追加引落額の全額の弁済を請求するものとし、お客さまは当該追加引落額の全額を速やかに弁済しなければならないものとします。

2.第 22 条第 7 項に定める場合において、普通預金の残高が売上確定情報に基づく売買取引等債務相当額を下回っていた場合、当社は、当社所定の方法により、お客さまに対し売買取引等債務相当額の全額の弁済を請求するものとし、お客さまは当該支払代金の全額を速やかに弁済しなければならないものとします。

3.当社のシステムの休止時間中に到達した利用情報の売買取引等債務相当額が、当該システム稼働後に保留手続きを行う際の普通預金の残高を上回っていた場合、当社は、当該利用情報に基づく保留手続きを行わず、売上確定情報に記載された売買取引等債務相当額の全額を第 21 条第 1 項に定めるいずれかの方法により立替払いするとともに、当社所定の方法により、お客さまに対し売買取引等債務相当額全額の弁済を請求するものとし、お客さまは当該支払代金の全額を速やかに弁済しなければならないものとします。

4.第 1 項から第 3 項に定めるところにより、お客さまの当社に対す

<p>4.第1項から第3項に定めるところにより、お客さまの当社に対する債務が発生した場合、その他のデビット取引によりお客さまの当社に対する債務が発生した場合、お客さまからの弁済金の充当順位は、当社が任意に決定することができるものとします。また、本規定に基づくお客さまの当社に対する債務のほかに、当社に対する他の債務または他社からの支払請求等がある場合、その弁済金または支払いの充当順序は、当社が任意に決定することができるものとします。</p> <p>5.第1項から第3項に定めるところにより発生したお客さまの当社に対する債務について、当社所定の日数を超えても弁済いただけない場合、当社が指定する日に普通預金から引落す方法により債務の全額を弁済しなければならないものとします。このとき、普通預金の残高が不足する等により、普通預金からの引落としができず債務の全額を弁済しなかった場合は、「デビットサービス保証委託約款」に基づき JCB がお客さまの保証債務を履行するものとします。</p>	<p>る債務が発生した場合、その他のデビット取引によりお客さまの当社に対する債務が発生した場合、お客さまからの弁済金の充当順位は、当社が任意に決定することができるものとします。また、本規定に基づくお客さまの当社に対する債務のほかに、当社に対する他の債務または他社からの支払請求等がある場合、その弁済金または支払いの充当順序は、当社が任意に決定することができるものとします。</p> <p>5.第1項から第3項に定めるところにより発生したお客さまの当社に対する債務について、当社所定の日数を超えても弁済いただけない場合、当社が指定する日に普通預金から引落す方法により債務の全額を弁済しなければならないものとします。このとき、普通預金の残高が不足する等により、普通預金からの引落としができず債務の全額を弁済しなかった場合は、「デビットサービス保証委託約款」に基づき JCB がお客さまの保証債務を履行するものとします。</p>
<p>第28条（解約等）</p> <p>1.お客さまは、当社所定の方法により本サービスの解約を申出ることができます。なお、お客さまは、本規定に基づき当社に対して負担する債務については、解約の申出後も、本規定の定めに従い支払義務を負うものとします。</p> <p>2.当社が発行し、お客さまに送付したカードについて、お客さまが相当期間内に受領しない場合には、当社はお客さまが解約の申出を行ったものとして取扱う場合があります。</p>	<p>第28条（解約等）</p> <p>1.お客さまは、当社所定の方法により本サービスの解約を申出することができます。なお、お客さまは、本規定に基づき当社に対して負担する債務については、解約の申出後も、本規定の定めに従い支払義務を負うものとします。</p> <p>2.当社が発行し、お客さまに送付したカードについて、お客さまが相当期間内に受領しない場合には、当社はお客さまが解約の申出を行ったものとして取扱う場合があります。</p>

3.お客さまが次の各号のいずれか 1 つでも該当した場合、当社はお客さまに事前に通知することなく、当社所定の方法により本サービスを解約することができるものとします。なお、お客さまは、本規定に基づき当社に対して負担する債務については、本サービスの解約後も、本規定の定めに従い支払義務を負うものとします。また、お客さまは、お客さまが本サービスの解約後にカードを利用した場合にも支払義務を負うものとします。

(1) お客さまが本サービスの申込時に虚偽の申告をしたことが判明した場合

(2) お客さまが第 24 条に定める債務等、当社に対する債務の弁済を怠った場合

(3) JCB による保証債務履行後にお客さまの信用状態に重大な変化が生じたと JCB が合理的に判断した場合、または JCB が保証を解約した場合

(4) お客さまが本規定等に違反し、当該違反が重大な違反にあたる場合

(5) お客さまによる本サービスの利用状況が適当でないと当社が判断した場合

(6) 当社が更新カードを発行しないで、カードの有効期限が経過した場合

(7) 第 17 条第 3 項各号のいずれか 1 つでも該当した場合

(8) 相続の開始があった場合

4.前項に該当する場合において、お客さまが当社に対して預金債権

3.お客さまが次の各号のいずれか 1 つでも該当した場合、当社はお客さまに事前に通知することなく、当社所定の方法により本サービスを解約することができるものとします。なお、お客さまは、本規定に基づき当社に対して負担する債務については、本サービスの解約後も、本規定の定めに従い支払義務を負うものとします。また、お客さまは、お客さまが本サービスの解約後にカードを利用した場合にも支払義務を負うものとします。

(1) お客さまが本サービスの申込時に虚偽の申告をしたことが判明した場合

(2) お客さまが第 24 条に定める債務等、当社に対する債務の弁済を怠った場合

(3) JCB による保証債務履行後にお客さまの信用状態に重大な変化が生じたと JCB が合理的に判断した場合、または JCB が保証を解約した場合

(4) お客さまが本規定等に違反し、当該違反が重大な違反にあたる場合

(5) お客さまによる本サービスの利用状況が適当でないと当社が判断した場合

(6) 当社が更新カードを発行しないで、カードの有効期限が経過した場合

(7) 第 17 条第 3 項各号のいずれか 1 つでも該当した場合

(8) 相続の開始があった場合

(9) お客さまが第 13 条第 1 項第 2 文に基づく資料の提出に応じな

その他の債権を有する場合には、当該債権の期限にかかわらず、当社は、当該債権と本規定に基づき当社に対して負担する債務とをいつでも相殺できるものとします。

5.第3項に該当する場合、当社はJCBを通じて加盟店にカードの無効を通知することができるものとします。

6.第3項に該当し、当社が当社所定の方法によりお客さまにカードの返還を求めたときは、お客さまは直ちにカードを返還するものとします。

7.第3項に該当しない場合でも、当社またはJCBは、お客さまが本規定に違反したときもしくは違反するおそれがあるとき、またはお客さまの本サービスの利用状況や信用状況等を勘案し、本サービスの利用が適当でないと判断したときには、お客さまに事前に通知することなく本サービスの利用を停止または制限することができるものとします。

かった場合、または第16条第2項に基づく当社の求めに対して応じず、もしくは十分な回答を行わなかった場合

(10) お客さまのカード利用が法令や公序良俗に反し、もしくは法令や公序良俗に反する行為に利用されたと認められるとき、またはそれらのおそれがあると認められる場合

4.前項に該当する場合において、お客さまが当社に対して預金債権その他の債権を有する場合には、当該債権の期限にかかわらず、当社は、当該債権と本規定に基づき当社に対して負担する債務とをいつでも相殺できるものとします。

5.第3項に該当する場合、当社はJCBを通じて加盟店にカードの無効を通知することができるものとします。

6.第3項に該当し、当社が当社所定の方法によりお客さまにカードの返還を求めたときは、お客さまは直ちにカードを返還するものとします。

7.第3項に該当しない場合でも、当社またはJCBは、お客さまが本規定に違反したときもしくは違反するおそれがあるとき、またはお客さまの本サービスの利用状況や信用状況等を勘案し、本サービスの利用が適当でないと判断したときには、お客さまに事前に通知することなく本サービスの利用を停止または制限することができるものとします。

8.お客さまが自らまたは第三者を利用して、当社または当社の委託先の役員または従業員（以下、総称して「役職員」という。）に対して、以下の①から⑤のいずれかの行為をしたときは、お客さまに事

	<p><u>前に通知することなく本サービスの利用を停止または制限することができるものとします。</u></p> <p><u>①暴言、誹謗中傷、威迫的な言動、性的な言動、役職員の人格を攻撃する言動または役職員個人に対する攻撃的言動・要求</u></p> <p><u>②長時間にわたる時間的拘束（電話によるものを含む。）、同じ趣旨の言動を繰り返す行為、執拗な問い合わせ・要求、または役職員の業務に支障が生じるような対応の要求</u></p> <p><u>③上記①②のほか、役職員の心身または就業環境を害するおそれのある行為</u></p> <p><u>④法的な根拠のない金品の要求、特別対応の要求</u></p> <p><u>⑤上記①②③④のほか、要求の内容の妥当性に照らして、当該要求を実現するための手段・態様が社会通念上不相当な行為</u></p>
<p>第 29 条（カードの紛失、盗難等による責任の区分）</p> <p>1.カードの紛失、盗難等により、他人にカードを使用された場合には、そのカードの利用代金はお客さまの負担とします。</p> <p>2.第 1 項にかかわらず、お客さまが紛失、盗難の事実を速やかに当社に届出るとともに所轄の警察署へ届出、かつ当社所定の方法により紛失、盗難届を当社に提出した場合、当社は、お客さまに対して当社が届出を受けた日の 60 日前以降の利用代金のうち、当社所定の金額まで支払債務を免除します。ただし、次の各号のいずれか 1 つでも該当するときは、この限りではありません。</p> <p>（1）お客さまが第 5 条に違反した場合</p> <p>（2）お客さまの家族、同居人等、お客さまの関係者がカードを使用</p>	<p>第 29 条（カードの紛失、盗難等による責任の区分）</p> <p>1.<u>カードを紛失し、または盗難もしくは詐取等されたことにより、他人にカードまたはカード番号等を使用された場合には、それらのカード利用代金はお客さまの負担とします。</u></p> <p>2.第 1 項にかかわらず、<u>お客さまが自己の意思によらずしてカードの占有を喪失した場合（紛失または盗難による場合をいう。）、お客さまがカードの紛失または盗難の事実またはそのおそれがあることを知ったときから直ちに（ただし、直ちに通知することが不可能なやむを得ない事情がある場合には、可能な限り速やかに）、当社に当社所定の方法によりその事実を通知するとともに、所轄の警察署へ届出、かつ当社所定の方法により紛失・盗難届を当社に提出したこ</u></p>

した場合

(3) お客さままたはその法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって紛失、盗難が生じた場合

(4) 紛失、盗難届の内容が虚偽である場合

(5) お客さまが、紛失、盗難届等、当社所定の書類を提出しなかった場合、または当社等が行う被害状況の調査に協力を拒んだ場合

(6) カード使用の際、登録された暗証番号が使用された場合（ただし、暗証番号の管理につき、お客さまに故意または過失が存在しない場合には、この限りではありません。）

(7) 戦争、地震など著しい社会秩序の混乱の際に紛失、盗難が生じた場合

(8) その他本規定に違反している状況において紛失、盗難が生じた場合

3.偽造カード（当社が発行し当社がお客さまに貸与するカード以外のカードその他これに類似するものをいいます。）の使用に係る利用料金については、お客さまの負担となりません。

4.前項にかかわらず、偽造カードの作出または使用につき、お客さまに故意または過失があるときは、当該偽造カードの使用に係る利用料金は、お客さまの負担とします。

5.お客さまがカードの紛失・盗難、偽造・変造により他人にカードまたはカード情報を使用された場合、またはそのおそれがある場合、その他事由の如何にかかわらず、当社が必要な調査を実施するにあたり、お客さまに対して書類の提出、事実関係の聴取等その他の協

とを条件として、当社は、当該通知を受けたカードについて、当社が通知を受けた日の 60 日前以降に他人によってカードまたはカード番号等が使用されたものにかかるカード利用代金のうち、当社所定の金額まで支払債務を免除します。

3.お客さまは、カードを盗取した他人、またはカードもしくはカード番号等を使用した他人がお客さまと面識のある者である場合（ただし、本条に基づきお客さまがカード利用代金を負担する場合を除く。）には、当該他人が当社に対して負う損害賠償債務を弁済するよう、当社の求めに応じて最大限の協力をするものとします。

4.第 2 項にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、カード利用代金は免除されず、お客さまは第 1 項に基づいて、カード利用代金を当社に支払うものとします。

(1) お客さまが第 5 条に違反した場合

(2) お客さまの家族もしくは親族（同居の有無を問わない。）、同居人、法定代理人、留守人その他お客さまの依頼もしくは同意に基づきお客さまやその家族等の身の回りの世話をする者、またはこれらに準ずるお客さまの関係者（以下「お客さま関係者」という。）がカードまたはカード番号等を使用したとき。なお、この場合、お客さまのカードまたはカード番号等の管理にかかる過失の有無およびお客さまの本規定への違反の有無を問わないものとします。

(3) お客さまが類似の過失を繰り返した場合もしくは紛失・盗難の被害を何度も繰り返した場合、他人が立ち入ることのできる場所である等他人がカードを盗取することが困難ではない状況下において

力を求めた場合、お客さまはこれに協力するものとします。

カードを自己の身の回りから離れた場合やこれらに準じる場合等、お客さままたはお客さま関係者の故意または重過失によって紛失または盗難が生じたとき。

(4) お客さまが当社の請求する書類を提出しなかったとき、または当社等の行う被害状況の調査（詳細な状況の確認や証拠物の提出等を含むが、それらに限らない。）に協力しなかったとき。

(5) 第2項に定める通知、警察署への届出もしくは当社所定の紛失・盗難届、または本項(4)に定める書類もしくは調査に対する回答の内容等に虚偽が含まれるとき、または重要事項を告知していなかったとき。

(6) お客さまが第3項に違反したとき。

(7) カードまたはカード番号等の使用の際、登録された暗証番号またはその他のお客さまの認証情報（各種のパスワード等をいう。以下同じ。）が使用されたとき（ただし、暗証番号またはその他の認証情報の管理につき、お客さまに故意または過失が存在しない場合を除く。）。

(8) 戦争、地震など著しい社会秩序の混乱の際に紛失または盗難が生じた場合

(9) その他本規定に違反している状況において紛失、盗難が生じた場合

5.偽造カード（当社が発行し当社がお客さまに貸与するカード以外のカードその他これに類似するものをいいます。）の使用に係る利用代金については、お客さまの負担となりません。

	<p><u>6.前項にかかわらず、偽造カードの作出または使用につき、お客さまに故意または過失があるときは、当該偽造カードの使用に係る利用代金は、お客さまの負担とします。</u></p> <p><u>7.お客さまがカードの紛失・盗難、偽造・変造により他人にカードまたはカード情報を使用された場合、またはそのおそれがある場合、その他事由の如何にかかわらず、当社が必要な調査を実施するにあたり、お客さまに対して書類の提出、事実関係の聴取等その他の協力を求めた場合、お客さまはこれに協力するものとします。</u></p>
	<p><u>第 30 条 (カード番号等の不正利用)</u></p> <p><u>1.カード番号等を紛失し、または盗難もしくは詐取等（以下「紛失・盗難等」という。）されたことにより、他人にカード番号等を使用された場合、それらのカード利用代金はお客さまの負担とします。</u></p> <p><u>2.前項にかかわらず、お客さまがカード番号等の紛失・盗難等の事実もしくはカード番号等を他人に不正に使用された事実またはそれらのおそれがあることを知ったときから直ちに（ただし、直ちに通知することが不可能なやむを得ない事情がある場合には、可能な限り速やかに）、当社に当社所定の方法によりその事実を通知するとともに、当社の請求により当社所定の紛失・盗難等届を当社に提出したことを条件として、当社は、当該通知を受けたカード番号等を他人が不正に使用したと認められるもののうち、次項に定める「免責対象カード利用」について、カード利用代金を免除します。</u></p> <p><u>3.他人がお客さまのカード番号等を不正に使用したカード利用のうち、MyJCB 上でデビット取引の利用明細を表示した日から 60 日以内</u></p>

内に、お客さまが前項に基づき当社に対して通知をした場合に、当該明細に情報が記載されたカード利用を「免責対象カード利用」として、前項に基づくカード利用代金の免責対象とします。

4.お客さまは、カード番号等を盗取もしくは詐取した他人、またはカード番号等を使用した他人がお客さまと面識のある者である場合（ただし、本条に基づきお客さまがカード利用代金を負担する場合を除く。）には、当該他人が当社に対して負う損害賠償債務を弁済するよう、当社の求めに応じて最大限の協力をするものとします。

5.第2項および第3項にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、カード利用代金は免除されず、お客さまは第1項に基づいて、カード利用代金を当社に支払うものとします。

(1) お客さまが第5条に違反した場合

(2) お客さま関係者がカード番号等を使用したとき。なお、この場合、お客さまのカード番号等の管理にかかる過失の有無およびお客さまの本規定への違反の有無を問わないものとします。

(3) お客さまが類似の過失を繰り返した場合もしくは紛失・盗難等の被害を何度も繰り返した場合、他人が立ち入ることのできる場所である等他人がカード番号等を盗取することが困難ではない状況下においてカードを自己の身の回りから離した場合やこれらに準じる場合等、お客さままたはお客さま関係者の故意または重過失によって紛失・盗難等が生じたとき。

(4) お客さまが当社の請求する書類を提出しなかったとき、または当社等の行う被害状況の調査（詳細な状況の確認や証拠物の提出等

	<p><u>を含むが、それらに限らない。)に協力しなかったとき。</u></p> <p><u>(5) 第2項に定める通知もしくは当社所定の紛失・盗難等届、または本項(4)に定める書類もしくは調査に対する回答の内容等に虚偽が含まれるとき、または重要事項を告知していなかったとき。</u></p> <p><u>(6) お客様が第4項に違反したとき。</u></p> <p><u>(7) カード番号等の使用の際、お客様の認証情報が使用されたとき(ただし、認証情報の管理につきお客様に故意または過失が存在しない場合を除く。)</u></p> <p><u>(8) その他本規定に違反している状況において、紛失・盗難等が生じたとき。</u></p> <p><u>6.カードを紛失し、または盗難もしくは詐取等されたことにより、他人にカード番号等を使用された場合には本条の適用はなく、前条が適用されます。</u></p> <p><u>7.当社は、前条および本条に定めるカード利用代金のお客様による負担およびその免除の要件を将来に向けて変更する場合があります。当社が当該変更を行う場合には、事前に当社所定のホームページ等で公表またはお客様に通知します。ただし、当該変更が専らお客様の利益となるものである場合、その他お客様に不利益を与えないと認められる場合には、公表のみとする場合があります。また緊急に変更を行う必要が認められる場合には、お客様に対して事前に当社所定のホームページ等で公表または通知のうえ当該変更を行うことができます。</u></p>
第30条(免責)	<u>第31条(免責)</u>

<p>1.当社の責に帰すべき事由により、お客さまの普通預金から誤って引落しを行い、あるいは、二重に引落しを行った場合等であっても、当社は、誤ってあるいは二重に引落した金額相当額を普通預金に返金すれば足りるものとし、当社は、事由の如何にかかわらず、何らの損害賠償の責も負わないものとします。</p> <p>2.前項のほか、当社が、本規定に定めるサービスの提供に関し、お客さまが被った損害について責任を負う場合であっても、当社の責任は、通常生ずべき事情に基づく通常損害の範囲に限られるものとし、かつ、逸失利益、拡大損害、間接損害、特別損害等については一切責任を負わず、また、特別の事情に基づく損害については、通常損害および特別損害を含め、何らの責任も負わないものとします。</p>	<p>1.当社の責に帰すべき事由により、お客さまの普通預金から誤って引落しを行い、あるいは、二重に引落しを行った場合等であっても、当社は、誤ってあるいは二重に引落した金額相当額を普通預金に返金すれば足りるものとし、当社は、事由の如何にかかわらず、何らの損害賠償の責も負わないものとします。</p> <p>2.前項のほか、当社が、本規定に定めるサービスの提供に関し、お客さまが被った損害について責任を負う場合であっても、当社の責任は、通常生ずべき事情に基づく通常損害の範囲に限られるものとし、かつ、逸失利益、拡大損害、間接損害、特別損害等については一切責任を負わず、また、特別の事情に基づく損害については、通常損害および特別損害を含め、何らの責任も負わないものとします。</p>
<p>第 31 条（諸法令等の適用）</p> <p>お客さまは、海外でカードを利用するに際しては、外国為替及び外国貿易法ならびに諸法令等に従い、許可証、証明書その他の書類を提出し、またはカードの利用の制限あるいは停止に応じていただくことがあります。</p>	<p><u>第 32 条</u>（諸法令等の適用）</p> <p>お客さまは、海外でカードを利用するに際しては、外国為替及び外国貿易法ならびに諸法令等に従い、許可証、証明書その他の書類を提出し、またはカードの利用の制限あるいは停止に応じていただくことがあります。</p>
<p>第 32 条（規定の準用）</p> <p>本規定等に定めのない事項については、当社の他の規定、規則等の定めるところによるものとします。</p>	<p><u>第 33 条</u>（規定の準用）</p> <p>本規定等に定めのない事項については、当社の他の規定、規則等の定めるところによるものとします。</p>
<p>第 33 条（規定の変更）</p> <p>1.本規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当社ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるも</p>	<p><u>第 34 条</u>（規定の変更）</p> <p>1.本規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当社ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるも</p>

<p>のとします。</p> <p>2.前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</p>	<p>のとします。</p> <p>2.前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</p>
<p>第 34 条（準拠法および合意管轄）</p> <p>1.本規定等の準拠法は日本法とします。</p> <p>2.本規定等に関する訴訟については、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。</p>	<p><u>第 35 条</u>（準拠法および合意管轄）</p> <p>1.本規定等の準拠法は日本法とします。</p> <p>2.本規定等に関する訴訟については、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。</p>